

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、廃止及び休止の届出がありました。

平成18年9月29日

京都市長 榎本頼兼

医療機関名称変更

変更前名称	変更後名称	変更年月日
(有)きたはし在宅介護サービスナースステーションきたはし	訪問看護ステーションらくよう	平成18年8月18日

施術者所在地変更

施術者の名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
綾田 剣一	あやた接骨院	西京区上桂宮ノ後町3番地の4 サンモールスクエア1階	西京区上桂宮ノ後町31番地の14	平成18年8月11日

医療機関廃止

名称	所在地	廃止年月日
石井医院	上京区東堀川通出水下ル四丁目199番地の1	平成18年7月23日
さが医院	右京区嵯峨天龍寺北造路町13番地	平成18年7月16日
飯島歯科医院	南区吉祥院池ノ内町59番地	平成18年5月21日
寺本歯科医院	山科区竹鼻四丁野町27番地の13	平成18年8月8日
タガワ薬局 一乗寺店	左京区一乗寺里の前町1番地	平成18年1月1日

施術者廃止

名称	所在地	施術者	廃止年月日
二条整骨院	中京区二条通柳馬場東入晴明町657番地	金谷 周二	平成18年4月30日

医療機関休止

名称	所在地	休止年月日
柴田医院	上京区新烏丸通下切通上ル東入新烏丸頭町186番地	平成18年8月1日